

# 留守宅巡回管理サービス 会員規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (規約)

- この規約は、株式会社 T・フィールド沖繩(以下「当社」という)が提供する「留守宅巡回サービス」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「会員規約」という)を定めるものです。
- 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくとします。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」という)を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。

### 第 2 条 (定義)

- 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き(会費納入を含む)を行い当社がこれを承諾した者(個人・法人)をいいます。なお入会希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。
- 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲(但し、何れの形態においても専有部室内に限る)を問いません。

### 第 3 条 (本サービスの利用及び種類)

- 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
- 本サービスの内容、利用方法や時間等は、当社発行のパンフレット等で紹介します。

### 第 4 条 (譲渡禁止)

会員は、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、売買、その他の担保に供することはできません。

### 第 5 条 (登録情報変更の届出)

- 会員は住所や連絡先等、当社に届出している内容(以下「登録情報」という)に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
- 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などにより、登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は、その如何なる責任も一切負いません。
- 会員は、登録情報に変更がある場合で、その届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

### 第 6 条 (退会・会員資格の取消)

- 会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を退会希望日の 3 0 日前までに必ず届出することとします。その届出を怠ったことにより当社が会費の支払いを受けた場合、一切返金はいたしません。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができますものとしてします。
  - 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
  - 会員規約また諸規定等に違反した場合
  - 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
  - 会費を滞納した場合
  - その他、当社が会員として不適格と判断した場合

### 第 7 条 (反社会的勢力の排除)

- 会員及びその親族等、サービス対象物件を使用する者、また使用する予定のある者(以下「会員等」という。)は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係企業
  - 総会屋等
  - 社会運動等標ぼうゴロ
  - 特殊知能暴力集団等
  - その他(1)～(7)に準ずるもの。
- 会員等が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員等に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員等は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
- 当社は会員等が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができます。この場合、会員等は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第 1 項の何れかに該当することが判明した場合には、会員等は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

### 第 8 条 (免責)

- 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)等について、当社に故意・重大過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。
- 会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことによって不利益等が発生した場合も前項と同様とします。
- 本条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、当社の重大過失によって生じた損害であっても、会員規約またはパンフレット記載の「ご利用上の諸注意」の違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。
- 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

### 第 9 条 (個人情報)

- 当社は、会員から本サービスの申込みまたは利用等を通して知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という)の取扱いにつきまして、個人情報保護に関する各法令等を遵守し、従うものとします。
- 会員は、当社及び提供会社が会員の以下の個人情報を、運転免許証もしくは顔写真付きの公的機関証明書等、所定の方法で取得し、これを利用することに同意します。
  - 姓名、性別、生年月日
  - 電話番号、郵便番号及び住所、メールアドレス等の連絡先
  - その他当社が必要と判断した事項等
- 会員は、当社が次の場合において個人情報を使用することに同意するものとします。
  - 本サービスの他、新たな商品開発、改善等に役立てるための各種アンケートの実施
  - 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります。この場合業務遂行に必要な範囲で、第三者への会員等の個人情報の提供
  - 本サービスの運営維持のため、または財産保護等に必要不可欠と判断したとき
  - 申込承認作業および本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
  - 本サービスに関する情報を通知するため
  - 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
  - 会員の依頼に基づく本サービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
  - 法令により第三者への提供が認められている場合。
  - 裁判所や警察署等の公的機関からの要請に当社が応じる場合
  - 会員ご自身や第三者の生命・身体・財産の保護または公共安全を守るために必要があり、緊急時等会員の同意を得ることが困難である場合
  - その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき

## 第 2 章 留守宅巡回サービス

### 第 1 0 条 (基本サービス)

- 会員は以下のサービスを受けることができます。
  - 通風…開閉可能窓、扉、押入、収納庫等
  - 室内簡易清掃…乾式モップなどによる床面の掃き掃除
  - 通水…浴室、トイレ、洗面所、キッチン
  - 雨漏り、水漏れの形跡、第三者の侵入の形跡等の目視確認
  - 郵便受け内の郵便物、チラシ等の整理
  - 約 2 ヶ月毎の書面による業務報告
  - 緊急時の連絡

### 第 1 1 条 (会費の支払い)

- 本サービスの会費は、当社所定の金額を、本サービスが開始される前日までに、次条に定める会費の全額を、一括にて当社指定の銀行口座への振込みにて支払うこととします。なお振込みに要する費用は会員の負担とします。
- 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、もしくは会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間と本サービスの行われた回数に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。

### 第 1 2 条 (本サービスの方式及び会費区分)

- 本サービスの方式とその会費は、以下のとおりとし、会員はいずれか 1 つを本サービス申込み時に、選択するものとします。また当社は運営上必要と判断した場合、会員の承諾を得た上で、本サービスの方式とその会費を変更することがあります。

#### <月額方式>

毎月定められた回数の本サービスを v 行方式です。3 ヶ月間単位でのお申込みとなり、途中解約はできません。また 3 ヶ月の期間内において、会員がサービス対象物件を使用するなど、会員の自己都合により本サービス回数の全部が行われなかった場合においては、会費の払い戻しなどは行いません。

	マンション	戸建
月1回	5,400 円	8,100 円
月2回	9,180 円	13,770 円
月3回	13,770 円	20,655 円
月4回	16,200 円	24,300 円

※上記料金は消費税 8% を含みます。

### 第 1 3 条 (鍵の預かり)

- 当社は本サービスを行うため、当社発行の「鍵預り証」と引替えにサービス対象物件の鍵を預かり、会員はそれに同意するものとします。
- 当社はこの鍵について最善の注意をもって事業所内で保管し、本サービス以外の目的で使用いたしません。
- 当社は会員規則第 6 条の会員の退会等により本サービスが終了した場合、速やかにこの鍵を会員に返却するものとします。

### 第 1 4 条 (オプションサービス)

- 会員の相談または申出により、当社がそれを承諾した場合に限り、会員は以下のサービスを受けることができます。
  - 郵便物、宅配便の転送
  - ハウスクリーニング
  - 宅配荷物の受取り、家具家電の搬入、ガス開栓等の立会い代行
  - 不用品等の処分
  - 台風、地震等、自然災害発生後の現地確認
  - セキュリティ会社からの緊急連絡時の対応
  - その他、当社の提案または会員の相談等の内容により当社が対応可能な事柄

### 第 1 5 条 (代金と支払い)

- オプションサービス代金については、当社にて別途お見積りいたします。
- オプションサービス代金の支払いについては、当社所定の金額を、オプションサービスが開始される前日までに、一括にて当社指定の銀行口座への振込みにて支払うこととします。なお振込に要する費用は会員の負担とします。

### 第 1 6 条 (除外事項)

- 以下の事項については、本サービスの対象外とします。
- 建物共有設備におけるトラブル事案の場合
  - 午後 9 時以降午前 9 時までの時間帯における対応の場合
  - サービス対象物件以外の住宅の作業の場合
  - 会員が、会員規約等に違反した場合
  - 会員、及びサービス対象者の故意及び重大過失に起因するトラブル事案の場合
  - 災害、天災、暴動等に起因する場合
  - 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する場合
  - 法律に違反する行為または違反の恐れのある場合
  - その他、当社が不適切と判断した場合

### 第 1 7 条 (ご利用上の諸注意)

- 会員は以下の諸注意事項をご理解また遵守してください。
  - 地域によってお引き受けできない場合があること
  - 火災保険をサービス対象物件に付保すること、また家財を置かれる場合、家財保険に加入すること
  - 室内に貴重品を残さないこと
  - ご不在時の郵便物の転送先を郵便局に届けておくこと
  - 水道、電気の使用契約をご継続しておくこと
  - 本サービス提供期間中の使用料金は会員の負担となること
  - ガスは必ず閉栓し、料金清算をしておくこと
  - 生鮮食品を室内に残さないこと、また冷蔵庫の電源を切る場合は、庫内を空にしてクリーニングを行うこと
  - 建物の経年劣化による損害及び残置物の保管などの責任を、当社は負いかねること、また特に湿気対策など定期的な業務だけでは、十分な管理ができない場合もあること

### 第 1 8 条 (管轄裁判所)

会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、沖縄地方裁判所をもって第一審専属的合意管轄裁判所とします。